

一般原則の新旧対応表

※ 『「公用文作成の考え方」の周知について（令和4年1月11日内閣官房長官通知）』を踏まえ、従前のカンマを読点に修正しているが、下線を引いていない。

※ 二重下線を付した箇所が部会の審議の結果、諮問された改定案から修正された箇所である。

改 定 素 案	現 行（第13回改定）
第1章 一般原則	第1章 一般原則
<p>第1項 産業の定義</p> <p>日本標準産業分類（以下「本分類」という。）における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。</p> <p>第2項 事業所の定義</p> <p>本分類における事業所とは、<u>経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に次の二つの要件が備わっているものをいう。</u></p> <p>(1) <u>単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。</u></p> <p>(2) <u>その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。</u></p> <p>具体的な事業所とは、<u>例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。</u></p> <p><u>区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とする。</u></p>	<p>第1項 産業の定義</p> <p>日本標準産業分類（以下「本分類」という。）における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。</p> <p>第2項 事業所の定義</p> <p>本分類における事業所とは、<u>経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。</u></p> <p>(1) <u>経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。</u></p> <p>(2) <u>財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。</u></p> <p><u>すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。</u></p> <p><u>この場合、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内であっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。</u></p>

一般原則の新旧対応表

改 定 素 案	現 行（第13回改定）
<p><u>このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や貸金台帳等の経済活動に関する帳簿（以下「経営諸帳簿」という。）により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。</u></p> <p>他方、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。</p> <p>(1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない<u>移動販売</u>や個人タクシー等の場合は、<u>事業主</u>の住居を事業所とする。 (削る)</p> <p>(2) <u>事業者と雇用契約を結ばず、主に住居において個人で経済活動に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。</u></p> <p>(3) 日々従業員が異なり、貸金台帳も備えられていないような詰所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。</p> <p>(4) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。 なお、農・林・漁家の場合、一構内（屋敷内）に店舗、工場等を有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。</p> <p>(5) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居）に含めて一事業所とする。</p> <p>(6) 鉄道業において、一構内に<u>幾つかの組織上の機関（保線区、機関区等）がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。</u></p>	<p><u>なお、一区画であるかどうかは明らかでない場合は、売上台帳、貸金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とする。</u></p> <p>また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。</p> <p><u>しかし、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。</u></p> <p>(1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない<u>行商</u>や個人タクシー等の場合は、<u>本人</u>の住居を事業所とする。</p> <p>(2) <u>住居を仕事場としている著述家、画家、家庭における内職者等の場合は、本人の住居を事業所とする。</u></p> <p>(3) <u>いずれの事業所にも属さず、住居でテレワーク等に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。</u></p> <p>(4) 日々従業員が異なり、貸金台帳も備えられていないような詰所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。</p> <p>(5) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。 なお、農・林・漁家の場合、一構内（屋敷内）に店舗、工場等を有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。</p> <p>(6) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居）に含めて一事業所とする。</p> <p>(7) 鉄道業において、一構内に<u>いくつもの組織上の機関（保線区、機関区等）がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。</u></p>

一般原則の新旧対応表

改 定 素 案	現 行 (第 1 3 回 改 定)
<p>(7) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする（この場合の学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>に規定する学校、専修学校又は各種学校</u>とする。）。</p> <p>なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、<u>同一構内</u>に学校を営んでいる場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。</p> <p>(8) 国、地方公共団体については、<u>法令に基づいて設置される独立した一つの機関を一事業所として扱う。</u></p> <p>また、国、地方公共団体が行う公営企業、<u>公営競技の事業等</u>については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。</p> <p>(9) <u>統計調査の目的によっては、役員等は存在するが、設備を専有していない法人等の場合に、登記上の所在地を事業所とみなす。</u></p> <p>以上のほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。</p> <p>例えば、住居で<u>経済活動</u>が行われている場合は、次のように取り扱う<u>こと</u>がある。</p> <p>ア <u>住居</u>に事業所があるものとする。</p> <p>イ 事業からの収入が収入の主な部分を占めている<u>場合</u>に限り、<u>住居</u>に事業所があるものとする。</p> <p>ウ 雇用者のある場合に限り、<u>住居</u>に事業所があるものとする。</p> <p>エ <u>看板類似の社会的標識のある場所</u>に限り、<u>住居</u>に事業所があるものとする。</p> <p>また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に一括する<u>場合</u>がある。</p>	<p>(8) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする（この場合の学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>の規定による学校</u>とする。）。</p> <p>なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、<u>同じ場所</u>に学校を営んでいる場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。</p> <p>(9) 国、地方公共団体については、<u>一構内であっても、法令により別個の機関として置かれている組織体は、それぞれ一事業所とする。</u></p> <p>また、国、地方公共団体が行う公営企業、<u>収益事業等</u>については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(10) <u>そのほか</u>、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。</p> <p>例えば、住居の<u>一部</u>で<u>仕事</u>が行われている場合は、次のように取り扱う<u>場合</u>がある。</p> <p>ア. <u>そこに全て事業所があるものとする。</u></p> <p>イ. <u>事業からの収入が収入の主な部分を占めている世帯</u>に限り、事業所があるものとする。</p> <p>ウ. <u>雇用者のある場合に限り、事業所があるものとする。</u></p> <p>エ. <u>看板類似の社会的標識のある場所</u>に限り、事業所があるものとする。</p> <p>また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に一括する<u>場合</u>がある。</p>

一般原則の新旧対応表

改定素案	現行（第13回改定）
<p>第3項 分類の基準</p> <p>本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として<u>以下のような分類の基準</u>に着目して区分し、体系的にまとめたものである。</p> <p>(1) <u>生産に投入される財又はサービスの種類</u></p> <p>(2) <u>財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）</u></p> <p>(3) <u>生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）</u></p> <p>なお、<u>本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定、統計調査の結果の産業別表章等に用いられるものである。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>第3項 分類の基準</p> <p>本分類は、<u>統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、体系的に配列したものである。</u></p> <p>(1) <u>生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）</u></p> <p>(2) <u>財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等）</u></p> <p>(3) <u>原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類</u></p> <p>なお、<u>分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額、販売額等も考慮した。</u></p>

一般原則の新旧対応表

改 定 素 案	現 行（第 1 3 回改定）																																																																																								
<p>第4項 分類の構成</p> <p><u>本分類の構成は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階の階層とする。また、分類項目名以外による本分類の各階層の記載に当たっては、大分類項目をアルファベットにより表記するほか、中分類項目を2桁、小分類項目を3桁、細分類項目を4桁の分類番号によりそれぞれ表記する。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>第4項 分類の構成</p> <p><u>本分類は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階構成であり、その構成は、大分類20、中分類99、小分類530、細分類1,460となっている。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">大 分 類</th> <th style="text-align: center;">中分類</th> <th style="text-align: center;">小分類</th> <th style="text-align: center;">細分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A 農業, 林業</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">11</td><td style="text-align: center;">33</td></tr> <tr><td>B 漁業</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">21</td></tr> <tr><td>C 鉱業, 採石業, 砂利採取業</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">32</td></tr> <tr><td>D 建設業</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">55</td></tr> <tr><td>E 製造業</td><td style="text-align: center;">24</td><td style="text-align: center;">177</td><td style="text-align: center;">595</td></tr> <tr><td>F 電気・ガス・熱供給・水道業</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">17</td></tr> <tr><td>G 情報通信業</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: center;">45</td></tr> <tr><td>H 運輸業, 郵便業</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">33</td><td style="text-align: center;">62</td></tr> <tr><td>I 卸売業, 小売業</td><td style="text-align: center;">12</td><td style="text-align: center;">61</td><td style="text-align: center;">202</td></tr> <tr><td>J 金融業, 保険業</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">24</td><td style="text-align: center;">72</td></tr> <tr><td>K 不動産業, 物品賃貸業</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: center;">28</td></tr> <tr><td>L 学術研究, 専門・技術サービス業</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">42</td></tr> <tr><td>M 宿泊業, 飲食サービス業</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: center;">29</td></tr> <tr><td>N 生活関連サービス業, 娯楽業</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">69</td></tr> <tr><td>O 教育, 学習支援業</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: center;">35</td></tr> <tr><td>P 医療, 福祉</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: center;">41</td></tr> <tr><td>Q 複合サービス事業</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">10</td></tr> <tr><td>R サービス業（他に分類されないもの）</td><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">34</td><td style="text-align: center;">66</td></tr> <tr><td>S 公務（他に分類されるものを除く）</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>T 分類不能の産業</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(計) 20</td><td style="text-align: center;">99</td><td style="text-align: center;">530</td><td style="text-align: center;">1,460</td></tr> </tbody> </table> <p><u>本分類の分類符号は、大分類項目がアルファベット、中分類項目が2けた、小分類項目が3けた、細分類項目が4けたの数字で示されている。</u></p>	大 分 類	中分類	小分類	細分類	A 農業, 林業	2	11	33	B 漁業	2	6	21	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	7	32	D 建設業	3	23	55	E 製造業	24	177	595	F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	10	17	G 情報通信業	5	20	45	H 運輸業, 郵便業	8	33	62	I 卸売業, 小売業	12	61	202	J 金融業, 保険業	6	24	72	K 不動産業, 物品賃貸業	3	15	28	L 学術研究, 専門・技術サービス業	4	23	42	M 宿泊業, 飲食サービス業	3	17	29	N 生活関連サービス業, 娯楽業	3	23	69	O 教育, 学習支援業	2	16	35	P 医療, 福祉	3	18	41	Q 複合サービス事業	2	6	10	R サービス業（他に分類されないもの）	9	34	66	S 公務（他に分類されるものを除く）	2	5	5	T 分類不能の産業	1	1	1	(計) 20	99	530	1,460
大 分 類	中分類	小分類	細分類																																																																																						
A 農業, 林業	2	11	33																																																																																						
B 漁業	2	6	21																																																																																						
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	7	32																																																																																						
D 建設業	3	23	55																																																																																						
E 製造業	24	177	595																																																																																						
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	10	17																																																																																						
G 情報通信業	5	20	45																																																																																						
H 運輸業, 郵便業	8	33	62																																																																																						
I 卸売業, 小売業	12	61	202																																																																																						
J 金融業, 保険業	6	24	72																																																																																						
K 不動産業, 物品賃貸業	3	15	28																																																																																						
L 学術研究, 専門・技術サービス業	4	23	42																																																																																						
M 宿泊業, 飲食サービス業	3	17	29																																																																																						
N 生活関連サービス業, 娯楽業	3	23	69																																																																																						
O 教育, 学習支援業	2	16	35																																																																																						
P 医療, 福祉	3	18	41																																																																																						
Q 複合サービス事業	2	6	10																																																																																						
R サービス業（他に分類されないもの）	9	34	66																																																																																						
S 公務（他に分類されるものを除く）	2	5	5																																																																																						
T 分類不能の産業	1	1	1																																																																																						
(計) 20	99	530	1,460																																																																																						

一 般 原 則 の 新 旧 対 応 表

改 定 素 案	現 行 (第 1 3 回 改 定)
<p>第 5 項 分類の適用単位</p> <p><u>本分類を適用する単位は、第 2 項の事業所の定義に示す事業所である。</u> <u>他方、経済センサス等において、企業等（主として、経済活動を行う会社や法人、個人経営の事業主）を単位とし、その企業等を産業別に分類しようとする場合には、本分類を準用することができる。なお、国勢調査等において、個人を単位として本分類を適用しようとする場合には、その個人の属する事業所に本分類を適用することにより、それを行うことができる。</u></p> <p>第 6 項 事業所の分類に際しての産業の決定方法</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 7 項 公務の範囲</p> <p>本分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず同一の経済活動は同一項目に分類される。<u>本分類における公務の分類には、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、国の行政機関及びその地方支分部局のほか、都道府県庁、市役所、町村役場及びそれらの地方の事務所等において、立法事務、司法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。</u> <u>ただし、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。</u></p>	<p>第 5 項 分類の適用単位</p> <p><u>本分類を適用する単位は、一事業所ごとである。</u> <u>なお、個人に本分類を適用する場合は、個人の属する事業所を単位とする。また、事業所及び個人以外、例えば企業等に適用する場合は、事業所の場合に準じて行うものとする。</u></p> <p>第 6 項 事業所の分類に際しての産業の決定方法</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 7 項 公務の範囲</p> <p>本分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず、同一の経済活動は同一項目に分類される。<u>したがって、産業分類の公務に分類されるものは、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場等本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署であって、その他のものは、一般の産業と同様にその行う業務によってそれぞれの産業に分類される。</u></p>